

第2次 大子町男女共同参画計画

平成28年3月
大 子 町

ごあいさつ



近年、少子高齢化や情報化、国際化、価値観やライフスタイルの多様化など、大子町を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、「大子町第5次総合計画」における町の将来像である「花と緑と若者の住む 互いに支え合う心豊かなまち」の実現には、あらゆる分野において男女が共に対等なパートナーとして互いを尊重しつつ、個性や能力を発揮し、また、責任を分か

ち合えるような男女共同参画社会の実現が求められております。

国においても男女共同参画社会の形成は最重要課題の一つとして位置付けられており、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、職場や地域活動の場といったあらゆる分野への女性の進出がますます進むものと思われま

す。大子町においては、国及び県の男女共同参画基本計画に基づき、平成18年に「大子町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の形成を目指して様々な施策を推進してまいりましたが、社会環境の変化に対応し、より効果的な施策の推進を図るため、この度「第2次大子町男女共同参画計画」を策定しました。

本計画を実行性のあるものとして推進し、実施していくためには行政はもとより、町民の皆様をはじめ、地域社会が一体となり取り組んでいくことが重要でありますので、今後とも町政への御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、「大子町男女共同参画計画」の策定に当たり、アンケートを通して貴重な御意見をいただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

大子町長 綿 引 久 男

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景	3
(1) 国際社会の動き	3
(2) 日本の動き	4
(3) 茨城県の動き	5
(4) 大子町の動き	5
2. 大子町の男女共同参画についての現状	6
(1) 大子町の現状	6
(2) 審議会等への女性の登用状況	9
3. 計画の基本的な考え方	10
(1) 計画策定の趣旨	10
(2) 計画策定の視点・性格	10
(3) 計画の期間	10
第2章 基本理念及び計画の体系.....	11
1. 基本理念	13
2. 計画の体系	13
第3章 基本計画.....	15
基本目標1 男女平等の意識の啓発	17
基本施策1 男女平等の意識づくり	18
基本施策2 男女共同参画に関する情報収集と提供	19
基本目標2 男女の多様な生き方を可能にする環境と支援	20
基本施策1 男女が共に行う子育ての支援	20
基本施策2 職場における男女平等の推進	21
基本目標3 男女の平等な社会参画の促進	22
基本施策1 政策・方針決定過程への男女平等な参画促進	22
基本施策2 女性の学習及び活動機会への支援	23
第4章 参考資料.....	25
1. 男女共同参画に関する国内外の動き	27
2. 男女共同参画に関するアンケート調査票	29
3. 男女共同参画に関するアンケート調査結果	34

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

（１）国際社会の動き

昭和47年（1972年）の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが決議されました。

昭和50年（1975年）にメキシコで「国際婦人年世界会議」が開催され「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。同年12月の国連総会において、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）の10年間を国際婦人年の「平等・発展・平和」の理念、及び、世界行動計画の目標達成のため「国連婦人の10年」と決めました。

昭和54年（1979年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会で採択されました。

昭和60年（1985年）には、「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」が開催され、各国が取り組む施策のガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

平成7年（1995年）到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「平等・発展・平和」のために、あらゆる分野への女性の参画を求めた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」により各国は、自国の行動計画を策定することが求められています。

平成12年（2000年）に開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と「北京行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ*1」が採択されました。

平成18年（2006年）には、東京において「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダー*2の平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取り組みや推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

平成23年（2011年）には、既存のジェンダー機関が統合し、国連の新しい女性機関としてUN Womenが発足し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*3のための取り組みを進めています。

*1 **イニシアティブ**：国又は地方の有権者が一定数の連署による請求を通じて、法律の制定や改廃を提案すること。本来は、直接民主制の理念に基づく制度であったが、間接民主制の下での住民の直接参加の方式。

*2 **ジェンダー**：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*3 **女性のエンパワーメント**：女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味する。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが手を携えて、連帯して力をつけていくという意味合いも含んでいる。

■（２）日本の動き

国では、昭和５２年（１９７７年）に、前述の昭和５０年（１９７５年）に採択された「世界行動計画」を受けて、「国内行動計画」が策定されました。

昭和５９年（１９８４年）には「国籍法」及び「戸籍法」の改正、昭和６０年（１９８５年）に「国民年金法」の改正、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」、平成７年（１９９５年）に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」がそれぞれ制定されました。

その後、平成８年（１９９６年）に新たな国内行動計画である「男女共同参画２０００年プラン」が策定され、平成１１年（１９９９年）には、男女共同参画社会の形成を総合的に推進する「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

平成１２年（２０００年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成の推進体制の強化が図られることになりました。

平成１３年（２００１年）には、内閣府に「男女共同参画局」とともに「男女共同参画会議」が設置され、男女共同参画の推進体制の強化が図られました。

平成１７年（２００５年）の１２月には、前述の第１次男女共同参画基本計画の取り組みを評価・総括した形で、第２次となる男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

平成１９年（２００７年）に、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成２０年（２００８年）には、男女共同参画推進本部において、多様性に富んだ活力ある社会に向けて「女性の参画加速プログラム」が発表されました。

平成２２年（２０１０年）には、新たな「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が発表され、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意が表明されました。また、「第２次男女共同参画基本計画」の計画期間が平成２２年度末に終期を迎えることから、１５の重点分野からなる「第３次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、近年では、平成２４年（２０１２年）に、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定し、平成２６年（２０１４年）に、女性の活躍促進と働き方改革を主要施策とする『日本再興戦略』改訂２０１４を閣議決定、平成２７年（２０１５年）に、「女性活躍推進法」が成立するなど、国の重要施策として男女共同参画が大きく取り上げられる機会が増えています。また、平成２７年１２月２５日には、男女共同参画のさらなる推進を図り、男性中心型の労働慣行見直しを強く打ち出した「第４次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

■（３）茨城県の動き

県においては、昭和５３年（１９７８年）に、婦人問題を担当する課として生活福祉部に「青少年婦人課」を設置し、男女共同参画への取り組みが始まりました。

平成２年（１９９０年）に、婦人問題推進有識者会議から「女性プラン策定」に関する提言を受けて、翌３年（１９９１年）に「いばらきローズプラン２１」が策定されました。

平成６年（１９９４年）福祉部に「女性青少年課」が設置され、より一層の施策の推進に取り組むこととなりました。

平成８年（１９９６年）には、県が取り組むべき女性施策の指針として、男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。

平成１３年（２００１年）には、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、県、県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定、施行されました。翌１４年（２００２年）には、施策を展開していくための法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されました。

平成１８年（２００６年）には、新ハーモニープランの平成１８年度から平成２２年度までの５年間を計画期間とする新たな実施計画が策定されました。

平成２３年（２０１１年）３月には、新ハーモニープランの計画期間の終了に伴い、新たに今後５年間の男女共同参画社会を推進する指針となる「茨城県男女共同参画基本計画（第２次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成２３年度から平成２７年度まで）を策定しました。

■（４）大子町の動き

本町においては、女性の地位向上を目指し、社会奉仕活動などを行う「婦人会」が、昭和２３年（１９４８年）に旧大子町と生瀬村にそれぞれ結成されました。その後、各旧村単位で結成が相次ぎ、町内各地の婦人会の連携を図るために「地域婦人団体連絡会」が結成されました。なお、平成１１年（１９９９年）の結成５０周年を期に「地域女性団体連絡会」へと改称し、活動は今なお継続して行われています。

また、平成１８年（２００６年）には、男女共同参画社会の形成を目指し、「大子町男女共同参画計画」（平成１８年度から平成２７年度まで）を策定し、３つの基本目標を掲げ、その達成に向け取り組んできました。

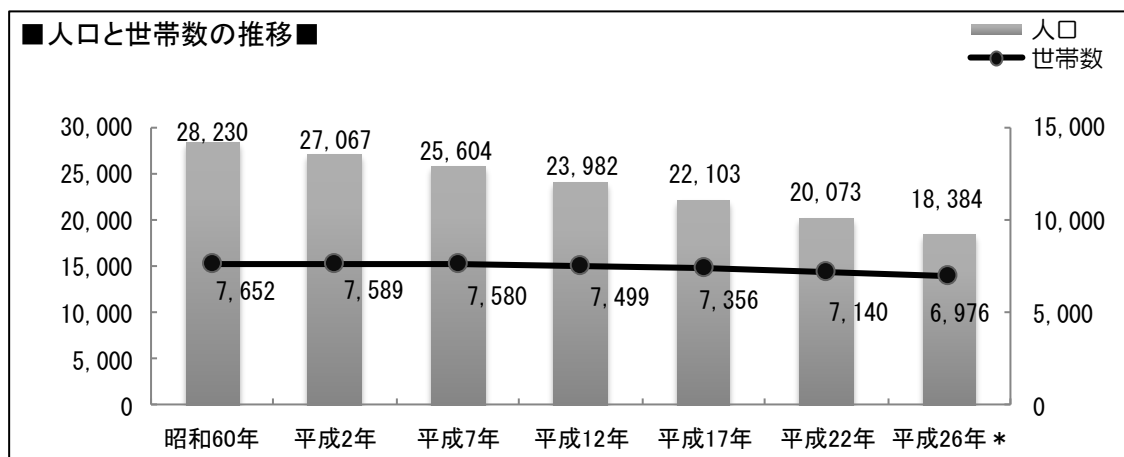
2. 大子町の男女共同参画についての現状

(1) 大子町の現状

①人口と世帯

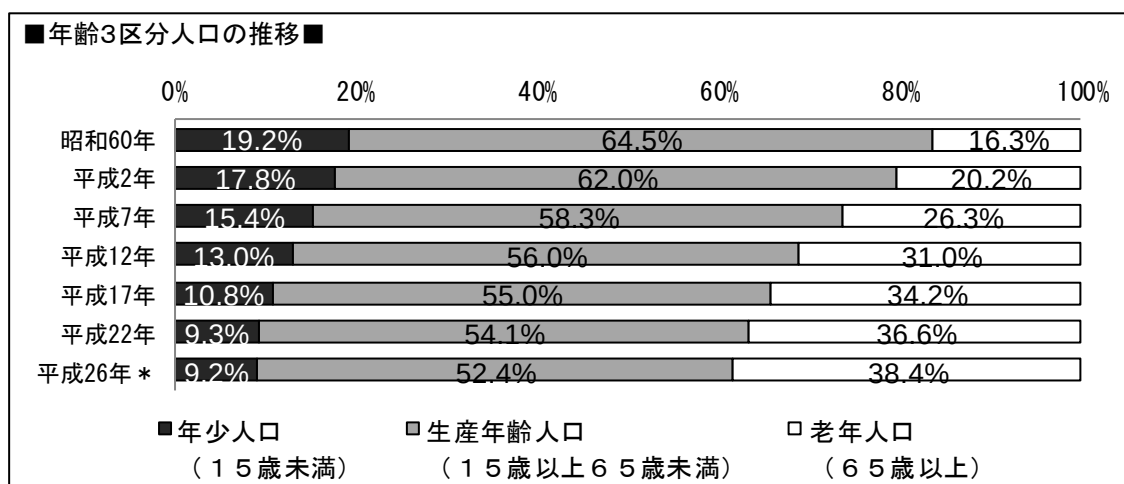
昭和30年の合併当時、40,000人を超えていた本町の人口は、年々減少しており、平成26年には合併当時の半数以下である18,384人となりました。

また、人口構成で見ると、年少人口（15歳未満）の割合は減少傾向にあり、昭和60年から平成26年までの30年間で半分にまで減少しています。これに対して老年人口（65歳以上）の割合は2倍以上の増加が見られ、少子高齢化が急激に進行していると言えます。



【資料：国勢調査】

※平成26年度のみ常住人口調査の数値



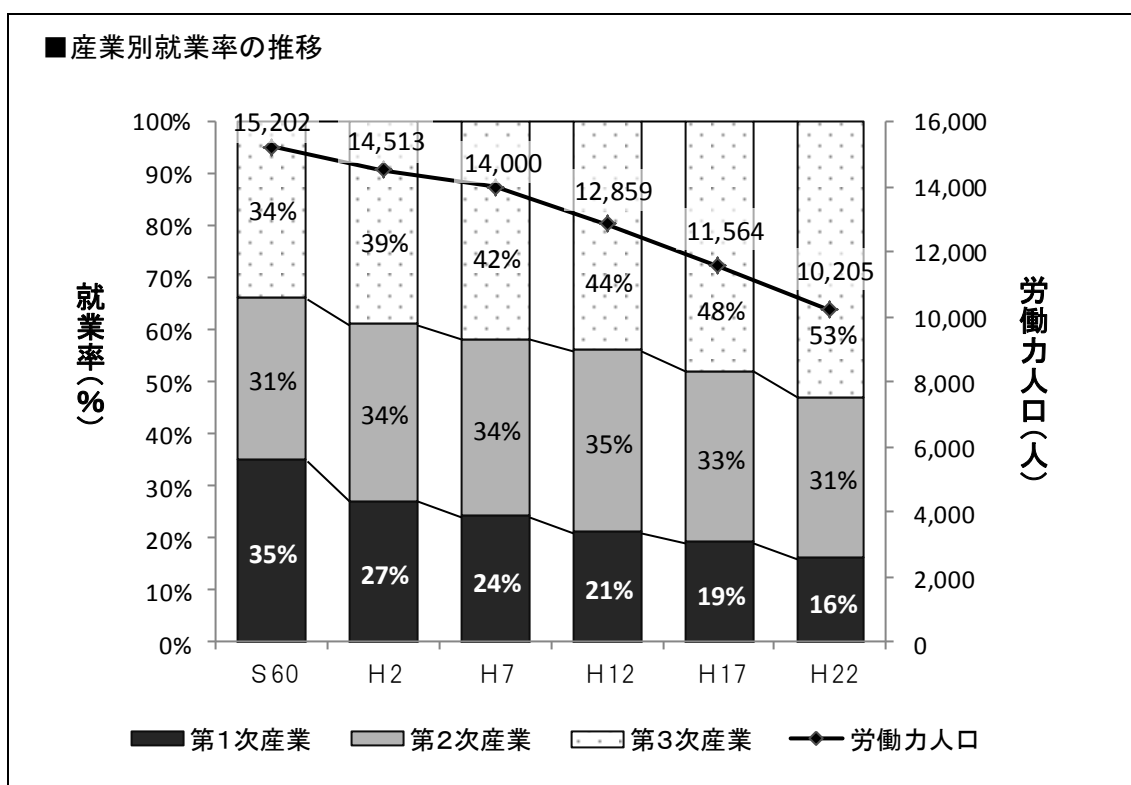
【資料：国勢調査】

※平成26年度のみ町実施年齢別人口統計の数値

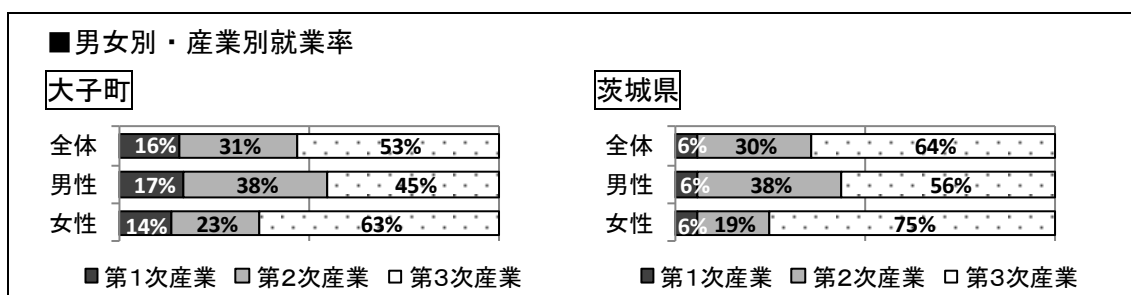
②就労の状況

国勢調査によると、大子町では第3次産業の就業率が増加しており、平成22年には50%を越えました。対して、第1次産業は減少傾向にあります。茨城県と比較すると男女ともに2倍以上の就業率となっており、県内市町村の中でも5番目に高い数値となっています。

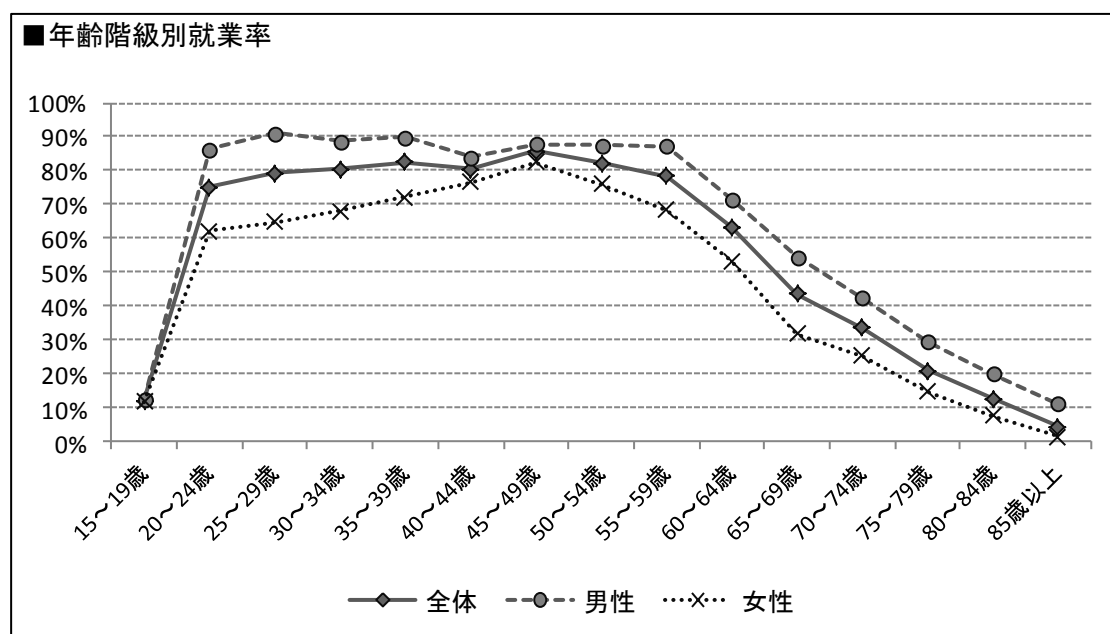
また、年齢階級別就業率については、ほとんどの世代で女性の就業率が男性よりも低い状態にあります。特に20代女性の就業率が同年代の男性よりも20ポイント以上下回るなど、大きな差が生じています。



【資料：国勢調査】



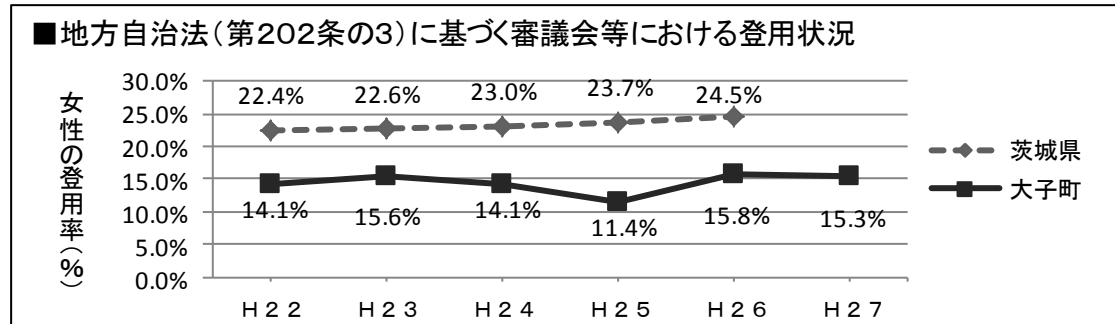
【資料：国勢調査】



【資料：国勢調査】

（２）審議会等への女性の登用状況

内閣府実施の調査によると、大子町における審議会等への女性の登用率は過去５年間はほぼ横ばいで推移しており、いずれの年度においても県の数値を大きく下回っている状態が続いています。



【資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査】

■ 審議会・委員会における女性の登用割合

平成27年4月1日現在

設置根拠	委員会・審議会等		委員総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
地方自治法 第202条の3	1	大子町防災会議	25	0	0.0%
	2	大子町民生委員推薦会	16	1	6.3%
	3	国民健康保険運営協議会	15	1	6.7%
	4	介護認定審査会	12	2	16.7%
	5	大子町交通安全対策会議	10	0	0.0%
	6	公民館運営審議会	9	2	22.2%
	7	大子町社会教育委員会	9	2	22.2%
	8	地方文化財保護審議会	5	0	0.0%
	9	大子町都市計画審議会	10	3	30.0%
	10	大子町国民保護協議会	24	0	0.0%
	11	障害程度区分認定審査会	5	1	20.0%
	12	大子町障害児就学指導委員会 ※	24	14	58.3%
	13	大子町町営住宅入居者選考委員会	5	0	0.0%
	14	大子町公文書公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%
	15	大子町町有財産処理活用審議会	10	3	30.0%
	16	大子町ふれあい牧場運営委員会	12	0	0.0%
	合 計		196	30	15.3%

※平成27年9月18日より「大子町教育支援委員会」に名称変更

■ 参考

設置根拠	委員会・審議会等		委員総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
地方自治法 第180条の5	1	教育委員会	5	2	40.0%
	2	選挙管理委員会	4	1	25.0%
	3	公平委員会	3	1	33.3%
	4	監査委員	2	0	0.0%
	5	農業委員会	20	0	0.0%
	6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%
	合 計		37	4	10.8%

3. 計画の基本的な考え方

（１）計画策定の趣旨

現在、少子高齢化や国際化、情報化など、急激な変化の中にあり、大きな変革期を迎えています。その中で、男性と女性の人権が等しく尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は重要な課題となっています。国においては、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。その中で、「地方公共団体は、地域の特性に応じた施策を策定し推進すること」を責務としています。

県においては平成13年（2001年）に、「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の基本理念を具現化するため、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した「茨城県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この様な中、「大子町男女共同参画計画」は、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、国及び県の男女共同参画基本計画を勘案し、本町の基本的な考え方と取り組むべき施策を実施するために、平成18年（2006年）に策定されましたが、現計画の計画期間終了にともない、新たな課題を踏まえながら、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする「第2次大子町男女共同参画基本計画」を策定するものとします。

（２）計画策定の視点・性格

男女共同参画は、あらゆる分野・場面において関連する問題といえます。本計画では男女共同参画社会の実現に向け、大子町における男女共同参画の現状と課題を見直し、3つの基本目標を設定しました。目標の設定に当たっては、固定的な性別役割分担意識にとらわれた「古いしきたり」や「慣習」をもう一度見つめ直すことができるよう「男女共同参画社会に関するアンケート」の意見を参考にしながら策定しました。

また、本計画は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画となります。町の「第5次大子町総合計画」及び各個別計画、国の「男女共同参画基本計画」、県の「茨城県男女共同参画基本計画」などと整合性を図りながら策定しました。

（３）計画の期間

この計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や町の現状に合わせた計画とするため、必要に応じて適宜見直しを行うよう努めていきます。

第2章 基本理念及び計画の体系

1. 基本理念

計画の基本理念

快適で活力ある地域社会を築いていくために、男性と女性が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野における活動に参画する機会をもち、お互いが支え合い、利益も責任もともに分かちあえる「男女共同参画社会」を実現することを目標とします。

2. 計画の体系

基本理念

基本目標 1 男女平等の意識の啓発

基本施策 1 男女平等の意識づくり

基本施策 2 男女共同参画に関する情報収集と提供

基本目標 2 男女の多様な生き方を可能にする環境整備と支援

基本施策 1 男女が共に行う子育ての支援

基本施策 2 職場における男女平等の推進

基本目標 3 男女の平等な社会参画の促進

基本施策 1 政策・方針決定過程への男女平等な参画促進

基本施策 2 女性の学習及び活動機会への支援

第3章 基本計画

基本目標１ 男女平等の意識の啓発

現状と課題

誰もが一人の人間として尊重され、健やかな生活を送る権利は男女を問わず平等にあります。しかし、家庭、職場、地域社会などのあらゆる場面において、固定的役割分担意識は多少なりとも残っていると感じられます。

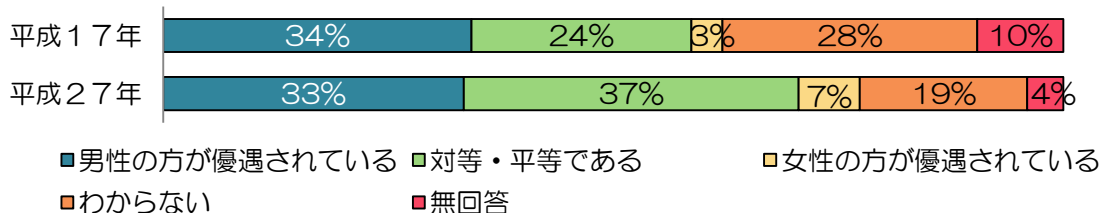
「男女共同参画に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という）」において、男女の立場についてどのように感じているか調査したところ、10年前と比較すると全体的には対等・平等になってきていますが、依然として「男性の方が優遇されている」と感じている方が多いという結果が出ています。

男女が平等な社会のパートナーとしてあらゆる分野に参画するには、男女の役割についての固定的な社会通念、慣習、しきたりなどをもう一度見つめ直すことが必要であるとともに、男女がお互いを正しく理解、尊重することが求められています。

また、男女共同参画に関する情報を目にする機会については、8割近い方が「ない」または「わからない」と回答しており、大子町における男女共同参画の認知度は低く、男女共同参画に関する意識づくりを推進していく必要があると言えます。

参考データ

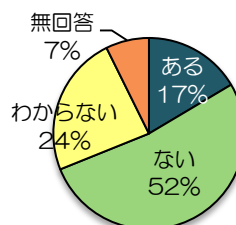
■男女の立場に関する感じ方について■



■男女共同参画に関する情報について■

あなたは男女共同参画に関する情報を
目にする機会がありますか？

■ある ■ない ■わからない ■無回答



【男女共同参画に関するアンケート調査】

※男女共同参画社会とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を指します。

基本施策1 男女平等の意識づくり

家庭・職場・地域社会・学校といったあらゆる場面で、男女はお互いに協力し、認め合い、責任を果たしつつ様々な活動を行うことが大切です。しかし、「男は…」「女は…」といった固定的な性別の役割分担意識は、様々な分野で依然として残っており、男女が共同参画社会を形成する上での障害になっていると考えられます。

このようなことから、男女共同参画社会に関する視点は、社会生活のあらゆる場面において関係してくることを認識するとともに、男女平等の意識が広く浸透できるように努めます。

①男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 男女の意識改革，人権尊重に向けた啓発活動の促進
- 男女共同参画に関する講演会等の開催
- 情報提供の場，機会，方法の検討

②男女平等を意識づける教育の推進

- 個性と生きがいを育む学校教育の推進
- 道徳，福祉教育の充実
- 性別にとらわれない進路指導

③性の尊重と人権擁護の啓発

- リプロダクティブ・ライツの周知及び啓発
- リプロダクティブ・ヘルスの重要性の啓発
- 人権啓発活動の促進

■数値目標■

目標指標	平成26年度	平成37年度
男女共同参画に関する講演会等の開催	なし	年1回

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは？

「リプロダクティブ・ヘルス」は、個人、特に女性の身体的、精神的及び社会的に健康であるための自己決定権を保障する考え方。「リプロダクティブ・ライツ」は、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題としては、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性生活・妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあり、思春期や更年期における健康上の問題等が幅広く議論されています。

基本施策２ 男女共同参画に関する情報収集と提供

男女が平等なパートナーとしてあらゆる分野で活動する意識を醸成していくためには、男女共同参画に関する正確な情報の収集、また、啓発活動、広報活動を積極的に進めていく必要があります。

また、近年は、あらゆる分野において情報化、国際化が進展しています。そのため、国外の情報にも目を向け、男女共同参画に関する取り組みや現状について国際理解を深めるための情報収集や提供を行っていく必要があります。

このようなことから、男女共同参画に関する各種の情報収集を行うと共に、様々な男女共同参画に関する積極的な情報提供に努めていきます。

①男女共同参画に関する情報収集

- 国・県等関係機関との連携による情報収集
- 男女共同参画に関する各種フォーラム等の情報収集
- 国外の取り組みや現状についての情報収集

②男女共同参画に関する情報提供

- 男女共同参画に関する広報活動の充実
- 広報紙・啓発紙等の発行
- 男女共同参画に関する各種フォーラム等の周知
- ドメスティック・バイオレンスに関する情報提供
- セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供
- 国際基準等に対する理解を深めるための情報提供

■数値目標■

目標指標	平成26年度	平成37年度
町ホームページ及び広報紙等での情報発信	年3回	年12回

※ドメスティック・バイオレンス（DV）とは？

親密な関係にある男女間で行われる身体的・精神的な暴力のこと。

基本目標２ 男女の多様な生き方を可能にする環境整備と支援

現状と課題

社会活動においては、個人・家族の主体的な考え方によって、男女はそれぞれ多様なライフスタイルを選択し、また、その機会を持つことが大切になります。しかし、家事や育児、介護などにおいては、男性よりも女性にかかる負担の方が大きく、男女が対等に活動するための妨げになっているのが現状です。

アンケート調査においても、男女共同参画に関する施策についての項目では、「仕事と介護が両立できる環境づくり」、「男女が共に子育てしやすい環境づくり」、「仕事と育児が両立できる環境づくり」などに関する施策により重点を置くべきであるという結果になっています。

家庭や職場、地域社会など様々な場において、男女が共に多様な生き方を可能にするための環境の整備、また、多様な生き方に対する選択の機会を持つことへの支援が求められています。

基本施策１ 男女が共に行う子育ての支援

ライフスタイルの変化や核家族化、一人親世帯が増加するなど、子育ての環境が変化し、育児不安や子どもを取り巻く環境の悪化が増大しつつあります。そのような悩みや不安の軽減に向けて、男女共同参画の視点から、男女が、家庭が、地域が協力し、すべての子どもの健全な成長が保障されるよう、環境の整備及び積極的な支援を推進します。

①男女で担う子育ての支援

- 子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進
- 多様なニーズに応じた保育施策の充実
- 地域子育て支援センターの運営推進
- 子育てサークルへの支援

②妊娠・出産における健康支援の推進

- 妊娠・出産期における健康支援策の充実
- パパママ教室の開催
- 妊産婦健康診査・妊産婦健康相談の実施

■数値目標■

目標指標	平成26年度	平成37年度
初産のパパママ教室の参加率の向上	33.3%	70.0%

基本施策２ 職場における男女平等の推進

男女雇用機会均等法の施行によって、採用・配置・昇進などで男女に同じ機会を与えることが義務付けられました。しかし、１０年前の調査結果と比較した場合に、男女間では認識に大きな差があり、「職場」において女性は男性ほど「対等・平等になった」とは感じていないことが示されました。

このような結果を受け、今後は職場においても男女が平等な機会を与えられるような意識がさらに浸透するよう広報周知を行うとともに、男女が様々な働き方を可能にするための支援と環境整備を推進します。

①職場における男女平等の意識啓発・情報提供

- 男女雇用機会均等法の浸透を図るための啓発活動
- 育児・介護休業制度の啓発
- セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供
- 女性の意識改革，地位向上に向けた啓発活動の促進

②農山村における男女平等の意識啓発・情報提供

- 女性の意識改革，地位向上に向けた啓発活動の促進
- パートナースhip型農業経営への啓発
- 家族経営協定制度の推進

③仕事と育児の両立のための環境整備

- 放課後児童クラブの推進
- 放課後子ども教室の推進
- 低年齢児保育や障がい児保育の充実
- 病児・病後児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 育児休業制度の取得促進の働きかけ

④仕事と介護の両立のための環境整備

- 介護保険事業計画の円滑な推進
- 介護休業制度の取得促進の働きかけ
- ボランティアグループの活動支援

※家族経営協定とは？

農業経営を担っている家族が話し合い，農業経営の方針，報酬，就労条件，経営移譲などについて，文書で取り決めること。

基本目標３ 男女の平等な社会参画の促進

現状と課題

男女は、社会の構成員として政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに、同じく責任を担う必要があるとされています。また、男女共同参画社会基本法には「男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない」と明記されています。

しかしながら、大子町における各種審議会等への女性の登用は依然低い水準となっており、政策決定過程への女性の参画が十分になされていないと言えます。

このため、あらゆる分野での意思決定過程に、男女が平等に参画するための様々な施策が求められています。

基本施策１ 政策・方針決定過程への男女平等な参画促進

あらゆる分野で男女が平等な立場で、双方の意見を十分に反映させることは、まちづくりはもちろん各種の社会活動において、たいへん重要なことです。

方針決定過程などへの男女平等な参画を促進するために、各種審議会等の女性の占める割合を３０％以上になるよう努めるとともに、管理職等への女性登用を積極的に進めます。

また、本町における男女共同参画の推進のため、行政組織における男女平等意識の醸成を図ります。

①審議会等への男女平等な参画促進

- 審議会・委員会への男女平等な登用
- 各種審議会等における女性の占める割合の向上

②行政組織における男女平等意識の醸成

- 町職員の管理職等への女性登用推進
- 女性参画によるまちづくりの推進
- 男女共同参画関連の研修への参加
- 男性の育児・介護休業の取得促進

③地域における男女共同参画の促進

- 地域活動団体などにおける女性登用の働きかけ
- 連絡班等、地域組織への男女共同参画意識の浸透
- 企業などへ管理職等への女性登用の働きかけ

■ 数値目標 ■

目標指標	平成26年度	平成37年度
各種審議会※ 委員の女性委員の割合	15.8%	30%

※地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会

基本施策2 女性の学習及び活動機会への支援

女性の幅広い社会参画の道を開くため、また、女性の持つ力を十分に引き出すため、様々な学習の機会や活動の機会の提供、支援に努めます。

①女性団体への活動支援の推進

- 女性団体・女性グループの活動支援

②女性の学習機会の充実

- 男女共に学ぶ生涯学習活動の充実
- 各種講座の開催
- ハーモニーフライトいばらき参加者への助成
- 人材情報の収集と提供

③起業を目指す女性の支援

- 指導者・女性人材の育成
- 起業支援策の検討

第4章 参考資料

1. 男女共同参画に関する国内外の動き

年号	国際社会の動き	日本の動き	県の動き
昭和 50 年 1975 年	・国際婦人年（平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコ） 世界行動計画を採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
昭和 51 年 1976 年	・国連婦人の 10 年（1976～1985）		
昭和 52 年 1977 年		・「国内行動計画」策定	
昭和 53 年 1978 年			・生活福祉部に青少年婦人課を設置
昭和 54 年 1979 年	・国連第 34 回総会「女性差別撤廃条約」採択		
昭和 55 年 1980 年	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（デンマーク）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		・婦人児童課において婦人問題担当
昭和 56 年 1981 年		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和 59 年 1984 年		・国籍法改正	
昭和 60 年 1985 年	・国際婦人の 10 年最終年世界会議開催（ケニア）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法公布 ・女性差別撤廃条約批准	
昭和 62 年 1987 年		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定	
平成 2 年 1990 年			・女性プラン策定に関する提言
平成 3 年 1991 年		・育児休業法公布	・いばらきローズプラン 21 の策定
平成 5 年 1993 年			・福祉部に女性青少年課の設置
平成 6 年 1994 年		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
平成 7 年 1995 年	・第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正（介護休業制度の法制化）	
平成 8 年 1996 年		・男女共同参画推進連携会議発足 ・男女共同参画 2000 年プラン策定	・いばらきハーモニープラン策定
平成 9 年 1997 年		・男女共同参画審議会設置 ・男女雇用機会均等法改正 ・介護保険法公布	
平成 11 年 1999 年		・男女共同参画社会基本法公布、施行	
平成 12 年 2000 年	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画策定	
平成 13 年 2001 年		・男女共同参画局・男女共同参画会議設置 ・第 1 回男女共同参画週間	・茨城県男女共同参画推進条例施行
平成 14 年 2002 年			・茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）策定
平成 16 年 2004 年		・「配偶者暴力防止法」改正	
平成 17 年 2005 年		・第 2 次男女共同参画基本計画閣議決定	

平成 18 年 2006 年	・東アジア男女共同参画担当大臣会 合（東京）「東京閣僚共同コミュニ ケ」採択		・「新ハーモニープラン（平成 18 年度～平成 22 年度）」策定
平成 19 年 2007 年		・「仕事と生活の調和（ワーク・ラ イフ・バランス）憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための行動指 針」の策定	
平成 20 年 2008 年		・「女性の参画加速プログラム」の 発表	
平成 22 年 2010 年		・「第 3 次男女共同参画基本計画」 策定	
平成 23 年 2011 年	・ U N W o m e n の発足		・「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次いきいきいばらきハーモニー プラン）」（平成 23 年度～平成 27 年度）策定
平成 24 年 2012 年		・「女性の活躍促進による経済活性 化行動計画」策定	
平成 26 年 2014 年		・「『日本再興戦略』改訂 2014」 閣議決定	
平成 27 年 2015 年		・「女性活躍推進法」成立 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」 策定	

2. 男女共同参画に関するアンケート調査票

「男女共同参画に関するアンケート」 ご協力をお願い

日頃より町政の運営につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大子町では、男女共同参画社会実現のため、平成18年に「大子町男女共同参画計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）を策定しました。

男女共同参画社会とは、男女が対等な立場に立ち、個性と能力を活かし、多様な生き方を選択できる社会のことで、この実現に向けて計画に基づいた様々な施策が推進されています。

今年度は大子町における計画期間の終了年度となっており、新たな計画を策定するに当たりまして、男女共同参画社会などに関する町民のみなさまの意識や実態を把握し、適切に反映した計画とするため、アンケート調査を実施いたします。

この調査は町内にお住まいの20歳以上の男女500名を無作為に選ばせていただきご協力をお願いしています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月

大子町長 綿 引 久 男

＜記入方法等について＞

このアンケートは無記名で行います。ご記入いただいた内容について、ご迷惑がかかることはありませんので、ありのままでご記入願います。

○アンケートは、封筒の宛名ご本人がご回答ください。

○ご回答は、あてはまる項目の番号に○をつけてください。

○「その他」にあてはまる場合は（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

○自由記入欄については、ご意見・ご要望等がある場合にご記入ください。

○ご回答いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（切手を貼る必要はありません。）にて、**7月10日（金）まで**にポストに投函してください。

○調査結果については、集計後に、「広報だいご」、町ホームページ等にてお知らせする予定です。

□あなた自身のことについて

- 問 1 あなたの性別は（該当する番号に○をつけてください。）
 1 男性（既婚） 2 男性（未婚） 3 女性（既婚） 4 女性（未婚）
- 問 2 あなたの年齢は（該当する番号に○をつけてください。）
 1 20 歳代 2 30 歳代 3 40 歳代
 4 50 歳代 5 60 歳代以上
- 問 3 あなたの職業は（該当する番号 1 つに○をつけてください。）
 1 農業 2 林業 3 自営業（専従者も含む）
 4 会社員（正規・パートを問わず） 5 公務員
 6 医師・行政書士等の専門職 7 家事専業
 8 その他（ ） 9 無職
- 問 4 あなたにはお子さんがいますか（該当する番号に○をつけてください。）
 1 いる 2 いない
- 問 5 あなたの家族構成は（該当する番号に○をつけてください。）
 1 ひとり暮らし 2 夫婦だけの世帯
 3 夫婦と子どもの世帯 4 三世帯世帯（親・子・孫）
 5 その他の世帯

□男女共同参画に関する認知度について

- 問 6 あなたは、下の言葉について知っていますか。
 それぞれあてはまる番号 1 つに○をつけてください。

	まったく 知らない	内容は知らないが 言葉は知っている	内容について 知っている
①男女共同参画社会	1	2	3
②ワーク・ライフ・バランス	1	2	3
③ジェンダー	1	2	3
④マタニティ・ハラスメント	1	2	3
⑤大子町男女共同参画計画	1	2	3

- 問 7 あなたは、男女共同参画に関する情報を目にする機会がありますか。
 あてはまる番号 1 つに○をつけてください。
 1 ある 2 ない 3 わからない

□男女の立場の全般的な事項について

問8 「男は仕事」、「女は家庭」というような考え方がありますが、あなたはどのように感じますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 賛成である 2 反対である 3 わからない

問9 次の各分野において、一般的に男女は対等な立場であると思いますか。それぞれ最も近い番号1つに○をつけてください。

	男性の方が優遇 されている	対等・平等である	女性の方が優遇 されている	わからない
①家庭生活において	1	2	3	4
②職場において	1	2	3	4
③学校教育の場において	1	2	3	4
④地域活動の場で	1	2	3	4
⑤社会通念・慣習において	1	2	3	4

※問9のように回答した理由や、感じていることなどがありましたら、ご自由に記入してください。

【自由記入欄】

□男女共同参画に関する施策について

問10 男女共同参画に関する施策についてお伺いします。それぞれの質問項目について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

No.	質問項目	さらに 力を入れ るべきで ある	今のまま で十分で ある	力を入れ なくてよ い	わからな い
1	男女が共に子育てしやすい環境づくり	1	2	3	4
2	妊娠・出産期における健康支援策の充実 (例：パパ・ママ教室，妊産婦健康診査等)	1	2	3	4
3	地域で支える子育て支援の推進 (例：放課後こども教室等)	1	2	3	4
4	仕事と育児が両立できる環境づくり (例：育児休暇，学童保育，保育所等)	1	2	3	4
5	仕事と介護が両立できる環境づくり (例：男性の積極的な介護休暇の取得など)	1	2	3	4
6	女性参加によるまちづくり (区長会，議会等への参画，女性管理職の登用)	1	2	3	4
7	地域活動における女性の積極的な参加	1	2	3	4
8	女性の学習機会の充実及び活動支援	1	2	3	4
9	起業を目指す女性の支援	1	2	3	4

※問10の質問項目について、ご意見がありましたら、ご自由に記入してください。

(例) 4 育児には、もっと男性が協力してほしい。

(例) 6 各種の委員会には、もっと女性がたくさん関わった方がよい。

【自由記入欄】

□その他

問11 その他、男女共同参画社会の形成に関し、ご意見、ご要望、感じていることなどが
ありましたら、ご自由に記入してください。

【自由記入欄】

☆アンケートは以上です。

ご協力いただき、まことにありがとうございました。

ご記入もれの確認をしていただき、同封の返信用封筒に入れ

7月10日（金）までに投函してください。

3. 男女共同参画に関するアンケート調査結果

■実施概要

□調査期間

平成 27 年 6 月 19 日 ～ 平成 27 年 7 月 10 日（22 日間）

□実施方法

郵送による発送及び返信

□調査対象者

20 歳以上の町民 500 人を対象に実施。（無作為抽出）

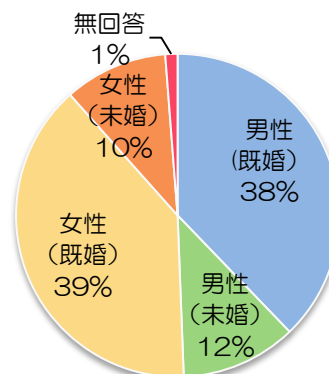
□回答数

164 通（32.8%）

■設問項目

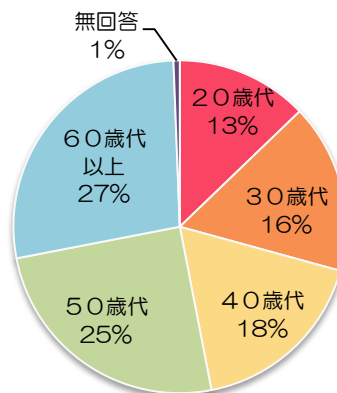
問 1 あなたの性別は

■男性(既婚)	=62 人	38%
■男性(未婚)	=19 人	12%
■女性(既婚)	=64 人	39%
■女性(未婚)	=17 人	10%
■無回答	= 2 人	1%



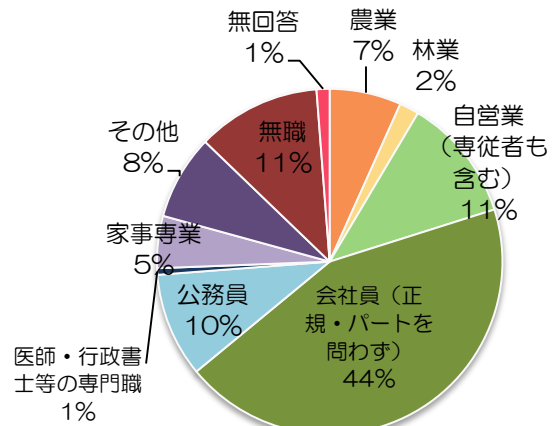
問 2 あなたの年齢は

■20歳代	=21 人	13%
■30歳代	=27 人	16%
■40歳代	=29 人	18%
■50歳代	=41 人	25%
■60歳代以上	=45 人	27%
■無回答	= 1 人	1%



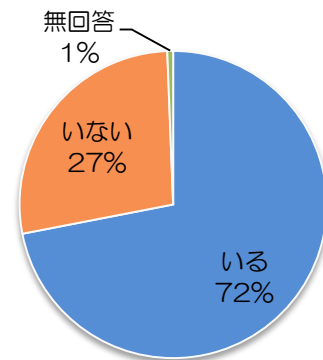
問3 あなたの職業は

■農業	=11人	7%
■林業	=3人	2%
■自営業(専従者も含む)	=19人	11%
■会社員(正規・パートを問わず)	=72人	44%
■公務員	=16人	10%
■医師・行政書士等の専門職	=1人	1%
■家事専業	=8人	5%
■その他	=13人	8%
■無職	=19人	11%
■無回答	=2人	1%



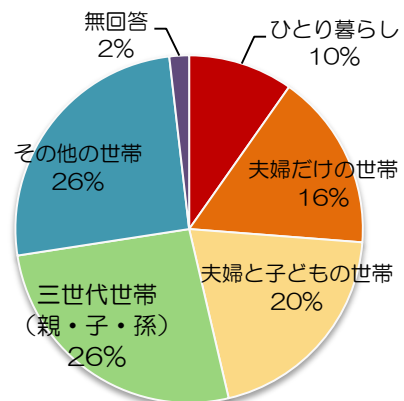
問4 あなたにはお子さんがいますか

■いる	=118人	72%
■いない	=45人	27%
■無回答	=1人	1%



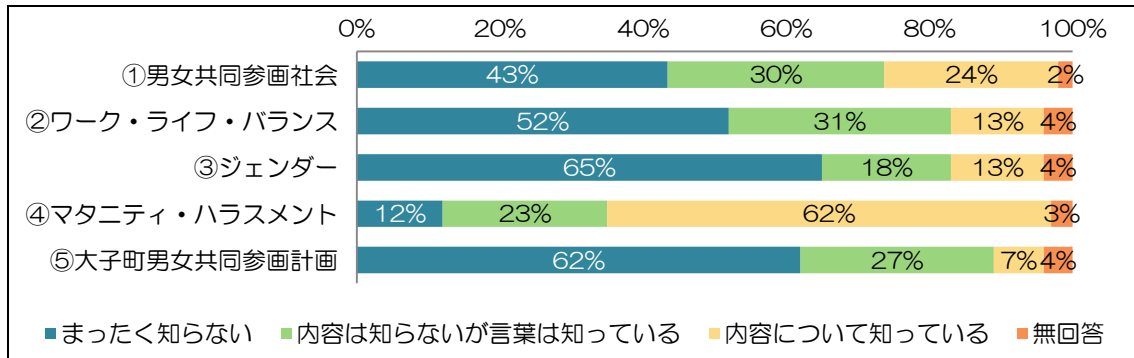
問5 あなたの家族構成は

■ひとり暮らし	=16人	10%
■夫婦だけの世帯	=27人	16%
■夫婦と子どもの世帯	=33人	20%
■三世帯世帯(親・子・孫)	=43人	26%
■その他の世帯	=42人	26%
■無回答	=3人	2%

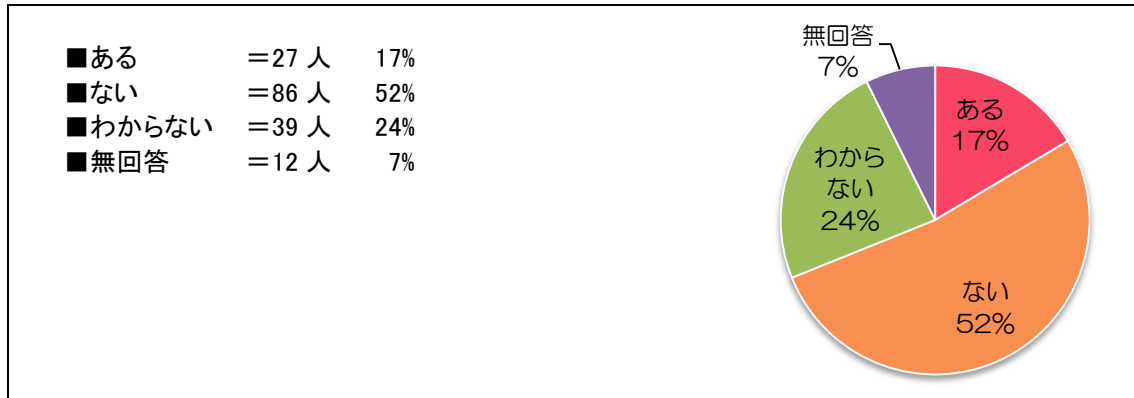


□男女共同参画に関する認知度について

問6 あなたは、下の言葉について知っていますか



問7 あなたは、男女共同参画に関する情報を目にする機会がありますか



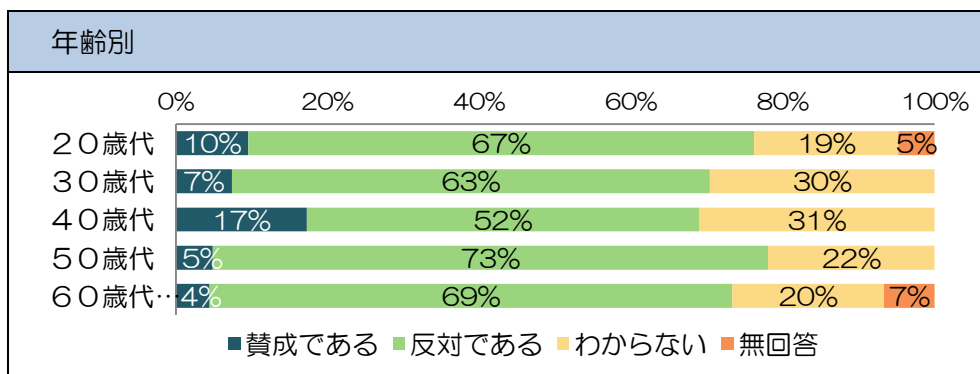
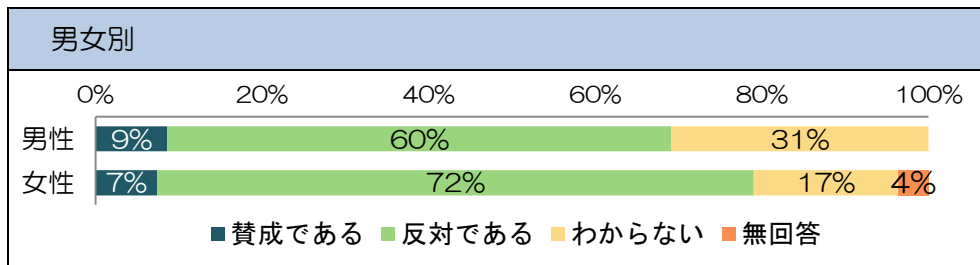
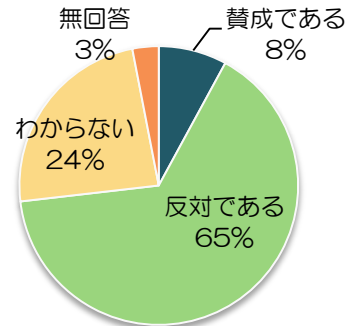
【男女共同参画に関する認知度】についての意見

- ・平成18年に策定したとありますが、主にどんなことをしたのか、など全く知らないです。
- ・認識不足だと思いますが…。大子新聞などでは、「男女・・・」を目にすることはありましたが、大子発信の「男女・・・」を目にするのは、少なかったのかなと感じました。
- ・周知されてないと思います。もっと周知されるようにした方が良いでしょう。
- ・男女共同参画社会という言葉より、もっと分かりやすい言葉で言ってもらえると浸透しやすいのでは。

□男女の立場の全般的な事項について

問8 「男は仕事」、「女は家庭」というような考え方がありますが、あなたはどのように感じますか

■賛成である	= 13 人	8%
■反対である	= 107 人	65%
■わからない	= 39 人	24%
■無回答	= 5 人	3%

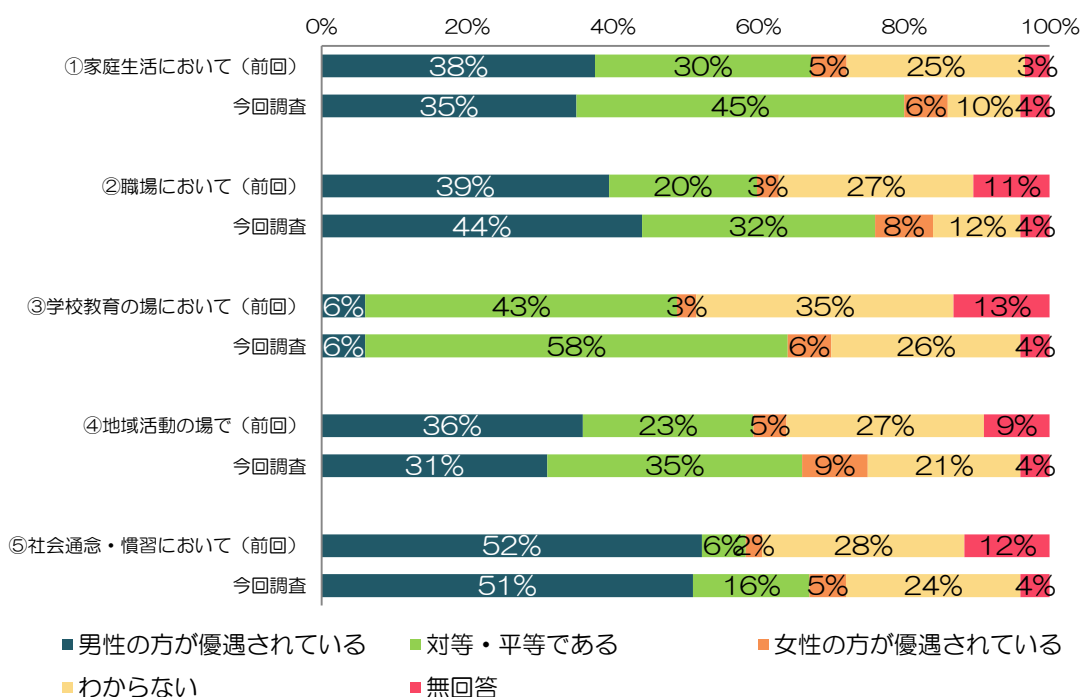


【問8】のように回答した理由

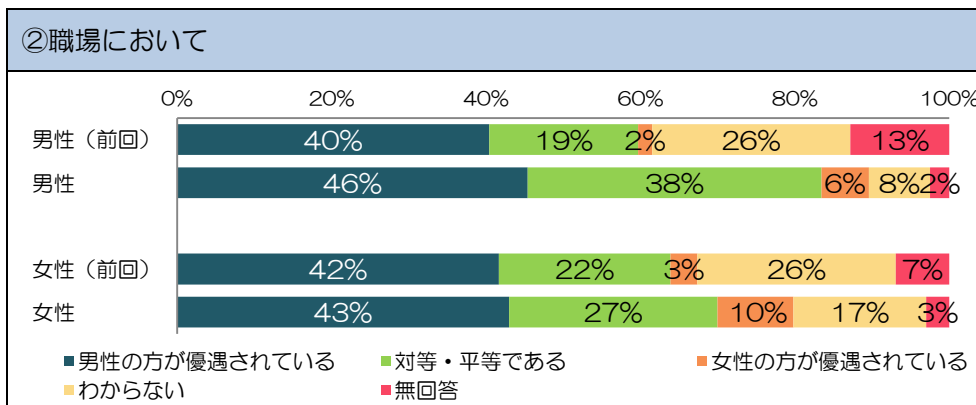
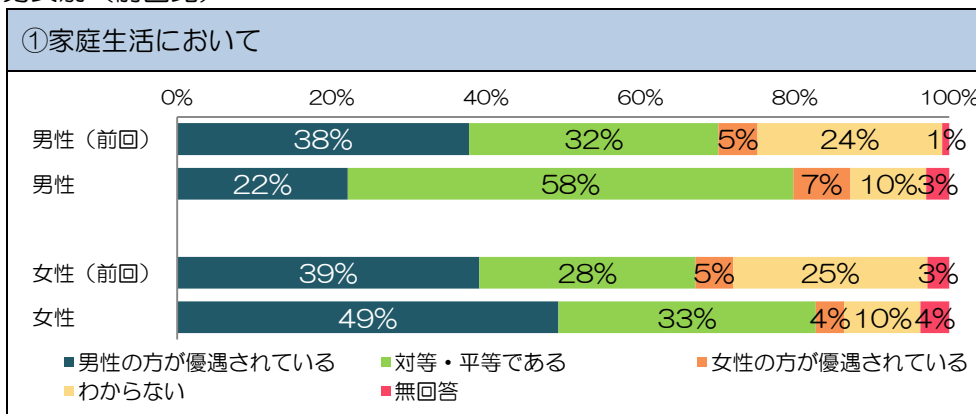
- 夫の収入で生活が成立すれば、「妻は仕事」にならなくて良く、家庭やその他の立場で活やく出来ると思う。
- 問8に関して、子供からの視点で（女は家庭に）一緒に居る時間が長く欲しいか？

問9 次の各分野において、一般的に男女は対等な立場であると思いますか

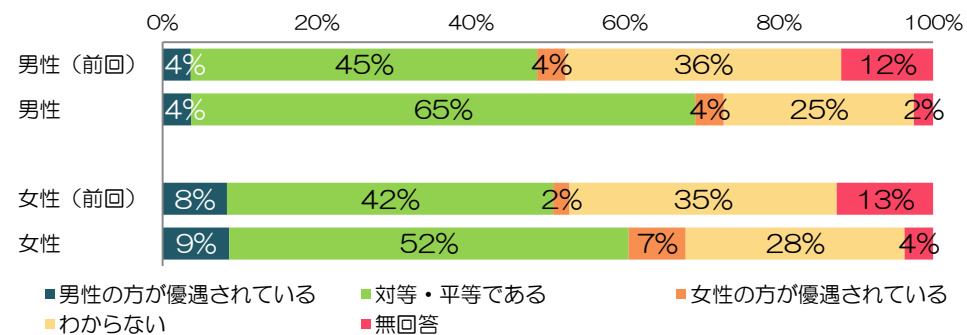
■全体（前回比）



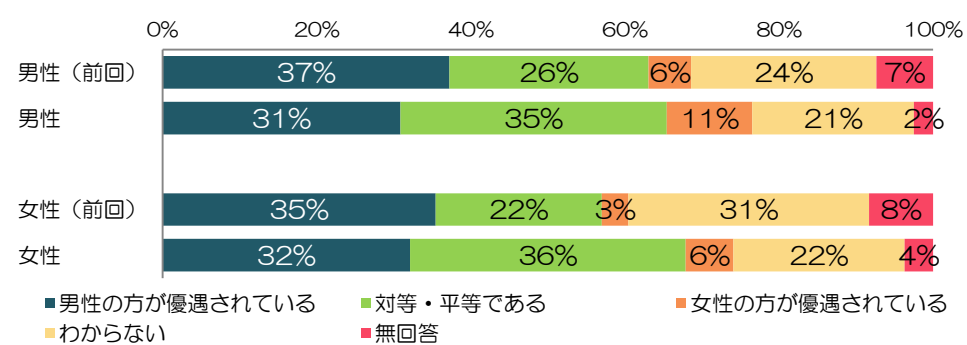
■男女別（前回比）



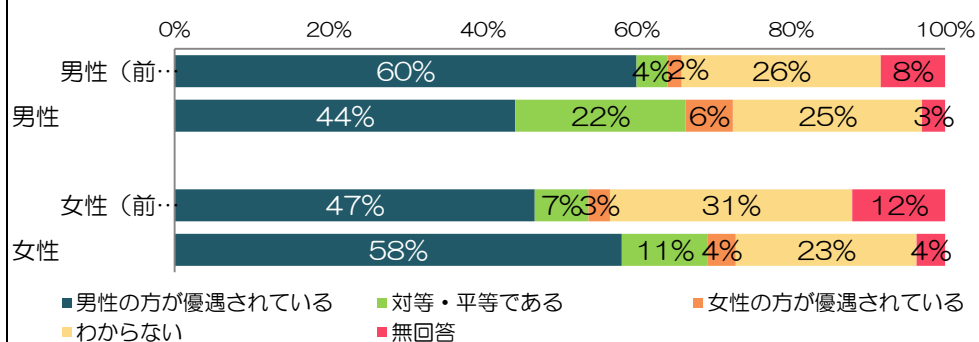
③学校教育の場において



④地域活動の場で



⑤社会通念・慣習において



【問9】のように回答した理由

- ・（地域活動について）優遇というよりは、先陣を切られているのは男だと思う。
- ・一般的に夫婦共働きでも家事などは女性の方が負担が多い気がします。
- ・職場においても給料など男性の方が待遇がよい気がします。
- ・差別とは感じないが昔からの風習で上記のように感じ回答しました。
- ・対等・平等が常に公平とは限らない。男性からも女性からも不平が出なければ満ち足りている。天秤のバランスは、様々な方法で釣り合う。一対一で釣り合わせる必要はない。例えば職場に女性管理職が少ないのは、本人が求めないからと考える。

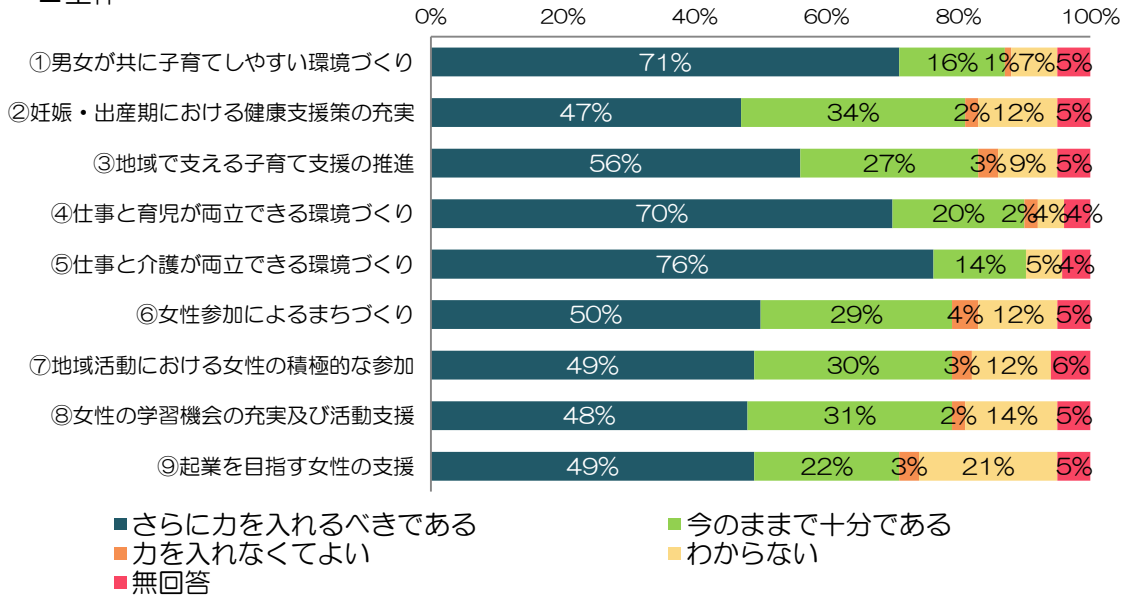
- ・会社員であれば男女の差はありません
- ・男と女との区別があるように、それぞれ特性をもっているのではないか。であるなら、その特性を生かすことを先ず考えた上で、対等・平等の考えを、環境を作り上げていくべきではないか。
- ・男も女も性別で上下を決めるのは今の社会においてありえないと思っています。
- ・男女平等による社会によって、ある程度、晩婚化や、少子化といった、子供が減ってしまう現状に、関係するのかなあと思います。
- ・男性が、一家の大黒柱となっていないのです。
- ・何事も女性は男性から見ると優遇される機会が多い。特に力仕事の様な場合は特にそう言うことが明らかだと思う。
- ・セクハラ、マタハラ等女性に対する職場でのハラスメントが近年メディアで頻繁に問題視されているため、多くの企業で対策がとられたように感じる。
- ・男女の性差があるのだから何もかも対等がよいわけではないが、対等でも良いところ（分野）でも、男性優遇の通念・慣習は、特に大子町ではあると思う。女性も男性を立てるという名目で甘えている部分があると感じる。
- ・地域や組織により問9の答えは差が大きく出ると思う。
- ・やはり都市部の方が男女の差は小さい気がする。
- ・若い人達より、年輩の人達の方が自分が体験してきた手前、「男だから…」「女だから…」や「男（女）はこうあるべき」という通念・慣習は強い。そういった年輩者の方が組織や地域において発言力、権力を持っているので、その人達の考え方をあらためてもらうことも、男女平等を浸透させるためには重要だと思う。
- ・女性は仕事後、買い物し、夕食作り、子供の世話などで忙しい。男性は仕事後、自由。朝は男性よりも早く起床し、朝食の用意、お弁当作り、そして仕事へ。それでも女性の大変さを理解されない。男性（特に若者以外）は、それが女性として当然だと思っているので、男性の意識改革が必要である。
- ・出産、育児で女性は仕事を辞めざるをえないから。
- ・未婚で仕事をしていた時は、対等に働いていたが、結婚し、子供ができると、とてもじゃないが対等に働けるとも働きたいとも思えず、すぐに退職しました。未婚か既婚かでは職場での扱いなど違ってくると思います。
- ・食事の時など一番に配膳されるのは自分（男）である。
- ・男女比において男が多い職場だが、女性は責任ある立場におかれていない。たとえ能力があっても女性というだけでサブの立場だ。
- ・出席名簿を男女混合にしたりして、現場では努力していると思う。しかし、社会に出たとたん男女で格差がつくと思う。
- ・地区の役員など、すべて男性である。女性一人暮らしの家庭は連絡班長を免除する地区もあるらしい。充分班長の職責を果たせる能力があるにもかかわらず。これは女性を低く見ていることではないのか？
- ・女は出しゃばるなの風土が根強く残っていると思う。特に大子などは閉鎖的なので女性の進出を許さない。
- ・職場では、重いものは男性が率先して持つなどしてくれる時はさすが男性は強いと思うが、他のことは、全体的に女性の方が仕事もできるし、何よりも人間関係を築く術がある。それなのに、女性が発言したりすると、生意気だというオーラを男性側が出してくるので、男性の根本的な考え方を教育するべきだと思う。家庭では男が強くて良いと思うが、社会や職場では、女性に敬意や尊重のきもちをもって男性にも接してほしい。
- ・大子町には、しばらく女性の町会議員が出ていない。なんでも男性だけで決めている様な気がする。
- ・まだまだ女性管理職の意識が薄い気がする。女性だから気付ける事や気遣い等あると思う。
- ・男女平等という意識は社会に浸透してきつつあるが、具体的仕事内容や人事上の扱いについては、男優位の考えが根強い。またそれは、女の方にも原因があり、女だから許されると思っているの行動も結構見られる。平等にならないのは男のせいと思われがちだが案外そうばかりとは言えない。
- ・都会と比較してみると会社内での女性の立場や権力が弱い。そのため能力があっても力を生せない環境が多く感じる。
- ・今の世の中男女関係なく能力がある人が上に立つような事を地域で行うべき。また高齢者に関しては、昔の考えが強いので意識改革を進めるべきである。
- ・この4つの選択肢では、「対等・平等」とした。ただし、女性は男性に依存する気持が感じられる。（全体的にではなく、部分的にはあるが…）または、人にもよるが少なからず、いるように感じられる。
- ・一般的に男性の方が優遇されていると思います。まだまだ変わっていないと思いますね。これからどんどん変わってほしいですね。
- ・昔ながら男がいてる。女を甘く見ている 女が男の言うとおりに動くと思っている

- 時と場合によるし、人にもよると思う。
- 基本的に平等の様に思われますが、この様なアンケートが実施されるからには何らかの不平等があるのでしょうか。只それが何か具体的によく分かりません。例えば俺様男と従順な女の間には力関係からの不平等が見えるでしょうが、本人たちがどう思っているかはまた別かもしれません。主観的容素も入るでしょう。または。女性の弱い立場や従順さによって引き起こされるハラスメントもあり得るでしょう。ちなみにうちの親父は、「日本男児はこうあるべきだ」と考えておふくろに当たっていた気がします。長い年月かけて形成された固定観念＝ドグマは、一朝一夕には変えられないのかもしれない。
- 女の仕事は全て男社会ではバカにされている。(実際、子育て、主婦をやりながら職についているが、休み、早退はかなりきびしい)
- 年代によって優遇が逆転しているかもしれません。
- 職場といっても会社と公務員とでは仕事と給料とで平等が入るでしょう
- 今迄は男性中心の社会だったでしょうが、環境の変化で女性参加やむなしになってきてる。
- 「女性だから」PTAなどの役員にならなくてよい、という風潮はいかがかと思う。男女の立場の均等をうたうなら、女性の方も都合の良いことだけ言わず、汚れ仕事、汗をかく役割も引き受けてはどうか。家の中のことをやらなくては、というのは単に言い訳ではないかと思う。収入を得る仕事だけを見て、あるいは家事など、収入を得ない労働を一緒にたに論じるのは、男女共同という言葉には似つかわしくない。論じるのなら一つのテーマに絞って検討すべきと考える。
- 男性がでるのが、当たり前の感じ。
- 男・女同じ仕事をしているのに、日給の差があり過ぎると思う。男・女同等といっても、まだまだ差が付けられている。

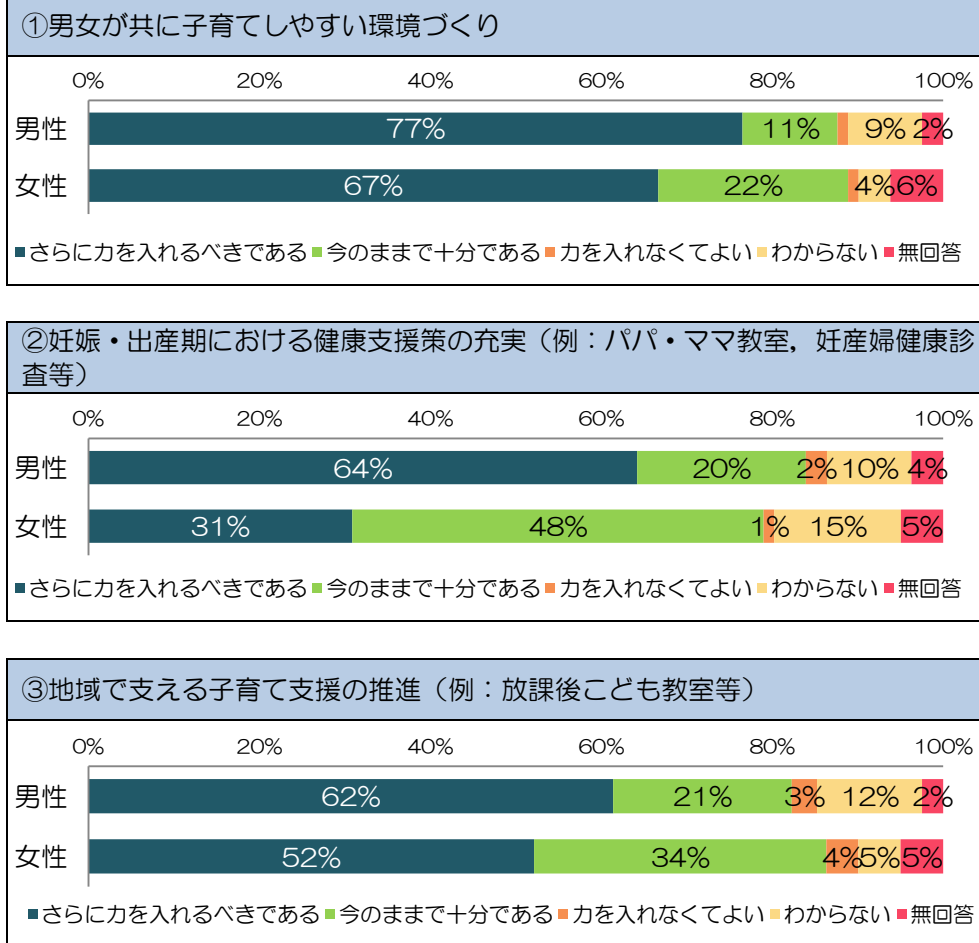
□男女共同参画に関する施策について

問10 男女共同参画に関する施策についてお伺いします

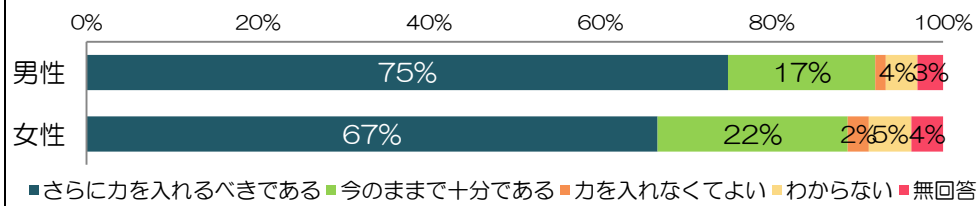
■全体



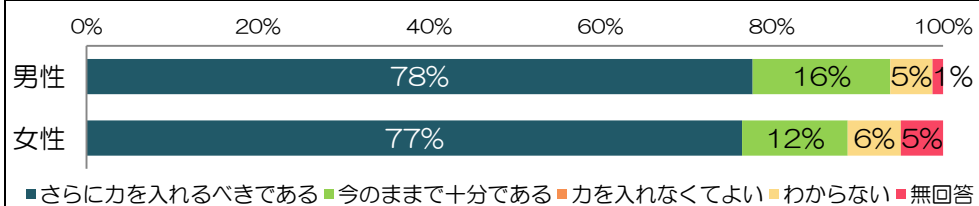
■男女別



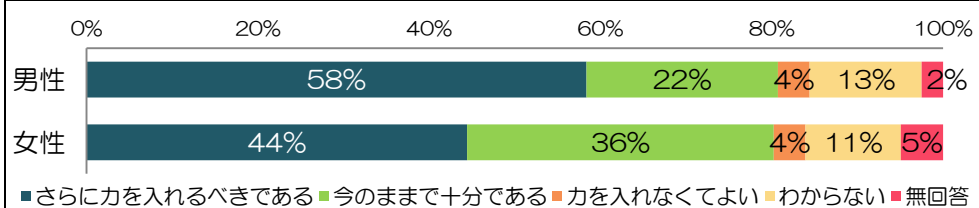
④仕事と育児が両立できる環境づくり（例：育児休暇、学童保育、保育所等）



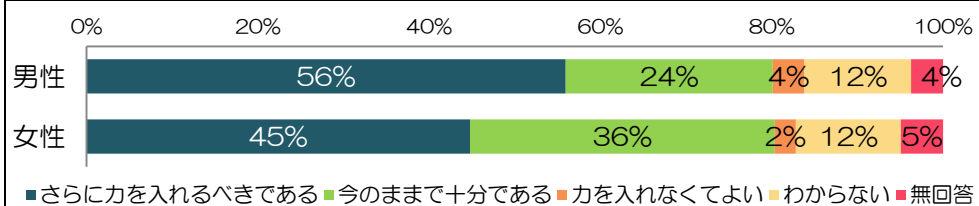
⑤仕事と介護が両立できる環境づくり（例：男性の積極的な介護休暇の取得など）



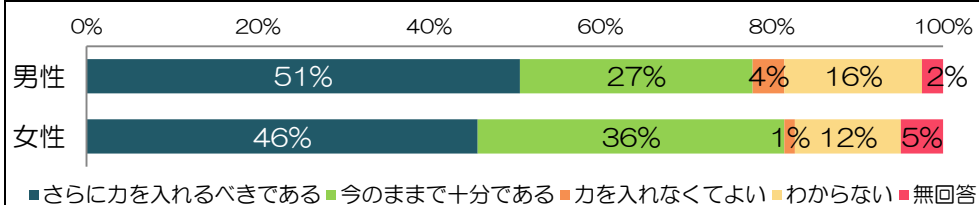
⑥女性参加によるまちづくり（区長会、議会等への参画、女性管理職の登用）



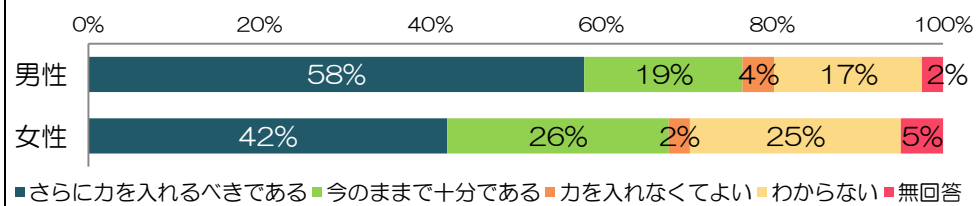
⑦地域活動における女性の積極的な参加



⑧女性の学習機会の充実及び活動支援



⑨起業を目指す女性の支援



【問10】のように回答した理由

- ・多分、男性も育児に協力したいとは思っているのだろうが、とりくみ方、かわり方が分からないのかもしれないと感じます。
- ・フィンランド、スウェーデンに学ぶことが求められる。「育児は女性」では出生率が低下して人口減少を招き国力が低下する。家庭での仕事を分担することが大事。
- ・学童保育、放課後子ども教室は、共働きが多いこの時代は、必要不可欠だと思います。
- ・女性議員がいるといいと思う。(子育ての経験がある)
- ・共働きが増えている中、子供の事で休みをとるのは母親が多く、肩身がせまいのではないと思う。(休んで子供をみてあげたいが、職場に気をつかう)
- ・男女協力し生活していったほしい
- ・育児については、家庭の問題。
- ・子育てについては、地域・社会でとりくめることもあるように思われる。
- ・女性が参画できない条件があるとは、思われないが。
- ・子育てにおいて若い人達の子育てできるようにもっと充実した支援をしていただき、子供を産みやすいように国全体でしていった欲しい。
- ・地域・職種によるが、女性の進出は歓迎すべきであるが、男性を見下した様な態度を取る女性はいかがか。権利だけを主張するのはやめてほしい。
- ・介護の中心は女性だという観念はなくし、男性も介護に参加するようにしないと女性は大変だし負担も大きくなる。十分、職場で力を発揮できないと思う。
- ・男女関係なく、優秀な人を登用すればいい。
- ・女性が参加しやすい環境をつくるのが大切。
- ・女性だから学習機会が減るといえることがあるのでしょうか？それよりは男女問わず親の年収により学習機会の有無に差が出ていると思うので、意欲がある人への支援を充実する事が必要だと思う。
- ・起業にかぎらず「女性」だから支援するのではなく、意欲がある人を支援すべきなのでは。
- ・子育て、介護は女性(嫁)がするもの…という風潮があり、苦しい。特に介護は、一人で抱え込んではいけない。
- ・極端かもしれないが、介護は地域、施設がするもの…となってほしい
- ・女性が活躍してほしいと思う反面、子育て・家庭生活を考えると難しいのが現実でしょうか。
- ・すべてに対して力を入れるべきとは思っているが、(何事に対しても)大子町の財政を考えると、余計な事に経費をかけるのは、どうかと思う。
- ・女性の参加により、改善される面もあるかと思うが、最初で(手をつけて)終わってしまうものも多々ある＝経費のムダ使い！！
- ・先に雇用を増やせるようにした方がよいと思います。子供やお年寄を大事にすることは大切な事ですが、働き盛りの人達が出ていくばかりだと思います。30代の知り合いのほとんどが町外(大宮など)で働いてますよ。
- ・地区の役員には必ず女性を入れる、とかしないと、いつまでたっても女性が地区運営に関われないと思う。女性ならではの視点で今まで気づけなかった所にも目配り気配りが必要になると思う。
- ・女性はいろいろと派閥があるため、いつも同じメンバーで固まる可能性もあり、中心になる女性リーダーによっては、参加しづらい人達もいるということもあると思います。
- ・最近、育児においては男性も協力的になってきていて良いと思うが、介護に関しては、まだまだ女

性の負担が大きい。女性のやる仕事なのかもしれないが、意識として男性側にも、何か少しでも手伝うことや、妻にねぎらいの言葉をかけるなどして、共に協力して介護することが大事だと思う。老人が多い町なのだから、介護をしている人たちへのケアにもっと力を入れるべきだと思う。

- やはり育児には男性の協力が欠かせないと思います。
- 結婚しても、出産しても女性が動ける環境がほしい。
- 生活すべてにおいて、男性はもっと女性を手伝った方が良いと思う。食事もできる様にしておいた方がベスト。男性がのこされる場合もあると思うので。
- 専業主夫もあるので、男の職員が多く居ると良いのでは。
- 子育て、出産等は、男女とも、もっと遠慮せずに力を入れられるよう、職場・社会が意識改革をすべき。仕事内容軽減、労働時間短縮、休暇の利用等、堂々とできるようにしたい。
- 地域高齢化を考えると、今まで上記項目が弱いため若い力が流出している一因になっている。その為、特に子供の支援に関しては女性の意見が重要となります。
- 若い人が住みたい町は、子供に対して安心感をもてる地域が必要、そうすれば高齢化も押さえられるのでは。
- 共働きの家庭が増えてきているので子供を長い時間あずかってくれる所があれば良い。
- 父親の子育てに協力してもらえなかった私達の年代。60 才を越えても変わらず、家事もしない。今さら変えようとしなない。私の子供達（息子 2 人）はイクメンに育ちました。
- 育児や介護にもっと男性が協力できるような社会・支援体制になったらいいと思います。
- 男女が共に子育てしやすい環境づくりいいですね。この様に子育てしやすい環境づくりをしてほしいですね。
- 女がいっぱっている方が町はよくなると思う。
- まずは働ける企業を誘致してほしい。
- 学童保育をもっと充実させ、共働きでも子どもが素直に育つ環境を作っていた方がよい。
- 育児に支援をした方がよい
- 私の年代ではかわりが無いのでわからない。
- 多いに積極的は賛成ですが、どんな委員会があって、どんな活動をしているかは、いっこうに見えてない。
- 町の長の考え次第
- 病院が高齢者の社交の場と言われますが、地域には公民館があるのでから集まる機会を増やして医療費の改善にならないかとか。
- 女性と断定せず学習と起業が連がるような、眠っている技術や経験や体験者に協力を願って、何かを作りあげる事が出来たら楽しい。
- 上記は太子町についてとして限定しての回答としています。
- 行政を見て言えることは、「支援」という言葉を簡単に使うということです。金銭的なサポートを受けられるのはありがたいですが、まず公助ではなく、自助の意識を持たないと、遠からず自治体運営は成り立たなくなると感じます。誰かを待つまえに、自分で立ち上がることを目指す。民間にまかせる（まかせられる）ところは民間で解決させる、くらいの突き放した対応が必要かと思います。
- 育児に男性が関わることは良いことだが、母親にしかできないこともあるはず！他人にまかせすぎる母親が多すぎると思う。
- 子育て支援に力を入れるのも良いが、子は親の背中を見て育つもの！親が大変な思いをして育てている姿を見せることも必要では…
- 女性に限らず小学校・高学年も放課後こども教室を実施してほしい。
- 子供を預けて仕事にでたくても、保育所に預けるには、既に職いている人が対象で就労証明書がないと預けられない・保育所に預けられると同時に仕事につけますっていう環境が整えられていたら女性も社会に出やすいですね。
- 女性議員の候補

【問 11】その他

- ・若い世代の方々の意見を取り入れて活動して頂きたいです。
- ・女性に学習の機会を与えることも女性の地位向上にはなと思うけど、男性が甘え過ぎている。女性のほうが能力は高い。男性の稼ぎが悪いから女性は家事の外にパート勤めをしている現実がある。更に悪いと低賃金で結婚できない、できても晩婚。それらは、一人一人の責任というよりも国の政策が生ぬるいからに過ぎない。日本のトップには外国に学ぶという謙虚さが無い。すでに凋落は始まっているのだから、早く手を打ちたい。
- ・大子町に嫁に来て良かった、と思えるような家庭はもちろん、地域づくりがあると良いのではないかと思います。
- ・今後も色々な所で計画状況を伝えてほしい
- ・男性でなければ、いけないとか。ダメだとか言う考え方から、直している環境作りが必要であるかと思う。
- ・もっと女性が輝ける社会にしていって欲しいです。
- ・大子に生まれ、小・中・高校を卒業し、地元企業に就職、そして家庭をもつ。この営みが、1つでも多く続きますよう、有りますよう心から願います。
- ・基本的には平等が良いが、あまり女性が平等を表現過剰になると、男性からするとあまり好ましくない。控えめに女性らしくすることも求められると思う。
- ・女性が仕事にやりがいを感じやすい環境に年々変化しているのは、働くのが好きな方には良いことだと思います。ただ、“結婚したら家庭に入りたい”“子育ては自分でなるべくしたい”という思いとは裏腹に働かなければ経済的に厳しい、という女性も多いのでは？と、個人的に思います。
- ・ちゃんと女性も活躍できる環境や状況、またルールを設ける事が大切だと思う。その上で、男女関係なく優秀な人を登用したりして、さらに活躍してもらう事がその地域や組織を活性化するのだと思う。若い人達の中には男性でも育児に参加したいと思っている人が増えていると思うが、男性が育児休暇を取るにはまだまだハードルが高すぎる。若い育児の当事者より、組織の管理職にいる年輩の人達の意識改革が重要だと思う。
- ・大子町の場合、男性の帰宅時間が早いように感じるので、男性ももっと女性に協力すべきだ。
- ・男女共同参画の趣旨とは違うかもしれないが…大企業の誘致は難しいことなので、代わりにインターネットを利用した仕事なら、たとえ田舎でも可能である。東京に事務所を構えるよりも大子町に事務所をもった方が経費の節約になる。大子町には空物件が多数あるし、また、土地もある。そこを利用して、若者を呼び込んだらどうか。お金の無い若者のために、家賃を安くしたり、仕事が軌道にのるまで収入の補助（←これが重要！）をしてあげたりして、起業しやすくする。
- ・今の若者の中には、意外と田舎が好き…という人たちがいることをご存じか？ぜひ町長に伝えて頂きご検討願いたい。
- ・他にも、こうすればいいのに…と思うことは多々ある。このようなアンケートがあると意見を述べる事ができて助かる。
- ・追記
高齢者は年々増加しています。もっと若者に税金を使うべきです。それともう一つだけ…大子町は田舎で何も無いと言う人がいるけれど、確かに東京のような街並みはないが田舎の街並みはある。そして自然と山がある。もっと活用すべきです。大子町は関東であり、東京からも日帰りで楽しめる。近いということを強調すべきです。（水戸の人でさえ、大子を東北ぐらい遠い所だと思っています）まちづくり課の皆さん、広い視野、柔軟な思考をもって、大子町を元気な町にしてくださいね。綿引町長の手腕に期待しています。
- ・どんな形でもいいから女性が意見を言い易い環境を作ってほしい。もっと町政に女性の意見を反映されたら素晴らしい町になると思う。男性だけが頑張ってもうまくいかない部分を女性が支えられたらいいと思う。まずは役場の人事から女性の登用を増やしてみてください。すぐれた能力を持つ方がたくさんいると思います。
- ・グループどうし群れることなくだれもが、平等に、お友達どうしのグループでなく、参加できる社会が大切なのではないかと思います。今かかえるママ友などの問題がいい例だと思います。
- ・広報など（FMだいがやインターネットのサイト等）で、介護を工夫してやっている夫婦を取り上げてインタビューしたり、こんなことを夫からされたら嬉しい、助かる的な記事を連載するなど。逆に、家庭をもちながらお仕事頑張ってますという女性を取材し、女性もバリバリ働けますというアピールをする。大子町にそういった人がいないなら、ネットで検索して探し、他県の例であってもそれを記事にまとめて伝える。
- ・60代を過ぎて質問に対し答えが迷うことが多く、もう少し勉強しなくてはと思いました。

- 世代によって、意識は変わって来ていると思う。女性は出産や育児の役わりが重く、ある期間は仕事からはなれ、どうしても責任のあるポジションから遠くなくなってしまふ。長いスパンで考えて、仕事に復帰できる様になってほしいが、女性自身も甘える事なく責任感を強くもって仕事する事も大事だと思う。
- 町議会に女性の議員さんがいないのはどうしてなのでしょう？大子町の課題です。
- 大子が特にという訳ではないのかもしれないが、女性の側の意識の変化を望みたい。男女平等の話題にしたとき、必ず女性が被害者のような扱いになるが、女だから責任ある仕事はしなくていい、楽しんでもいいというような考え方・行動の女性が多いことは驚くばかりである。女でもきちんとやってほしいと思うことがよくある。もちろん女性を軽く見る男も多いが。
- 必要な事は、これからを背負う 20～40 代の男女を積極的に参加させ、特に一般常識とされる特別的な意識付けをさせるべき。
- 子供の教育と環境整備を充実させる事が良いと考えます。
- 女性だけの意見を述べられる何らかの有識会を開くべきだと思います。その意見を議会でとり上げるべきで、その議会も一般公開する事。
- 議会と一般市民の見識の違いを理解するためにも、一般市民参加の公聴会があっても良いのではないのでしょうか？
- 男女共同参画社会の形成、この様な形成になれば、大へんいいですね。まだまだこれからだと思いますが、頑張って行って下さい。
- 男女がスポーツや町のもよおしものに参加できるようにしてほしい。スポーツ関係に町は力を入れない気がする。子供、大人がスポーツできるように何か考えて…
- 男女共同参画社会とか子育て支援も良いですがお年寄りのやさしい町作りを考えてはいかがですか？お年寄は泣き、若い御夫婦は笑ってます
- 老いも若きも共同参画には体験や知恵や知識を出し合う。資格や経験は大事ですが、それを前面に出されると、自分は対象外だとのっけから、しりごみしますから、その所は考慮されたい。
- 先日、参加した水戸のバスツアーで バスの中で添乗員さんが、茨城の人って観光地のアピール下手ですよねと話されました。（私達が大子在住とは知らないの）北海道のお客様を袋田の滝へお連れしたら、とても喜ばれました。こんなに素晴らしい滝、みたことない！！でも滝以外見るところがないので、中々ツアーに組み込めません、せめて他に見どころがあれば…と話されました。せっかく茶の里公園、森林の温泉、フォレスパ大子があるじゃないですか 左貴では、たんぼの廻りのひがん花 見事ですよね…団体客の食事受け入れられますってもっとアピールして頂ければ、雇用にもつながらないのでしょうか。（ちょっと強引でしょうか）たとえば、外国人観光客は温泉につかるのが抵抗があるそうですが、水着で入れるフォレスパ大子ならアピールできませんか…街のひな段かざりも日程を増して、花嫁行列も何組か受け入れ、大子に目を向けて頂ければ、集客につながり、雇用（各個人商店の従業員増員 etc）にもつながらないかな…と期待してます。話がそれてしまい申し訳ありません。